

事業所のみなさまへ

事業者向け ごみの減量とリサイクルの手引き

—— 事業系ごみの減量化、再資源化 及び 適正処理を進めるために ——



人と環境のハ―モニ― 魅力あるまち郡山

 郡山市 清掃課

はじめに

郡山市で処理している全体ごみ処理量は、約16万トン（平成18年度）であり、そのうち事業系ごみ処理量は約6万7千トン、全体ごみ処理量の約42%を占めています。
（1頁 表1参照）

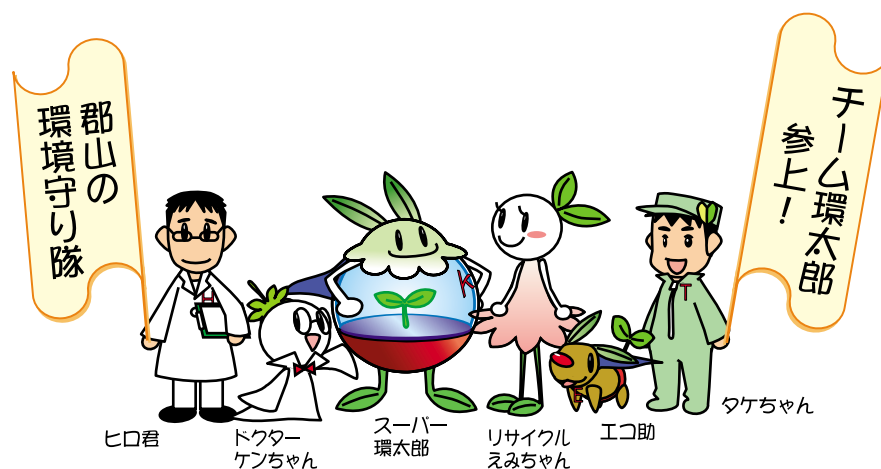
また、事業系可燃ごみの実態調査では、全体ごみ処理量の約30%が資源物となり得るものであり、リサイクル可能にも関わらず、可燃ごみに混入している結果となりました。
（1頁 表2参照）

このようなことから、事業者の皆様には事業系ごみの減量化、再資源化及び適正処理をより一層進めていただくために、本書「事業者向け ごみの減量とリサイクルの手引き」を作成いたしました。

各事業者におかれましては、さらなるごみの減量とリサイクルの推進に御協力下さい。

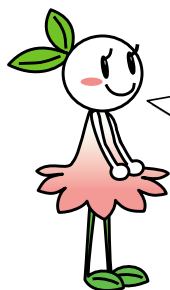
— 目 次 —

ごみの減量とリサイクルの推進に御協力下さい。……………	1
事業系ごみの処理方法 ……………	2
事業者の皆様が古紙を排出するときは？……………	4
事業系の生ごみの減量と適正処理！……………	6
その他のもの ……………	8
不法投棄は犯罪です！……………	9
産業廃棄物の処理に関する基礎知識 ……………	10
3Rを推進しましょう。……………	12



“チーム環太郎”はさまざまな環境の取り組みを伝えるキャラクターです。

ごみの減量とリサイクルの推進に御協力下さい。



事業系ごみは、
40%以上に
なるのねえ。

〈表1〉（平成18年度）

全体ごみ処理量 16万トン	
家庭系 (58%)	事業系 (42%)
93,000トン	67,000トン

ごみ処理経費 **28億円／年**

「ごみ」と「資源物」 区別していますか？

“抜き打ち”で無作為抽出法により実態調査しています。



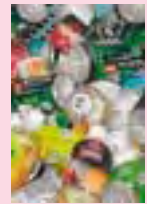
紙類(段ボール)



廃プラスチック



ペットボトル



右の写真は、本市清掃センターに運ばれた事業系ごみ実態調査の様子です。

紙類や廃プラスチック、ペットボトルなど、リサイクル可能な資源物が含まれております。

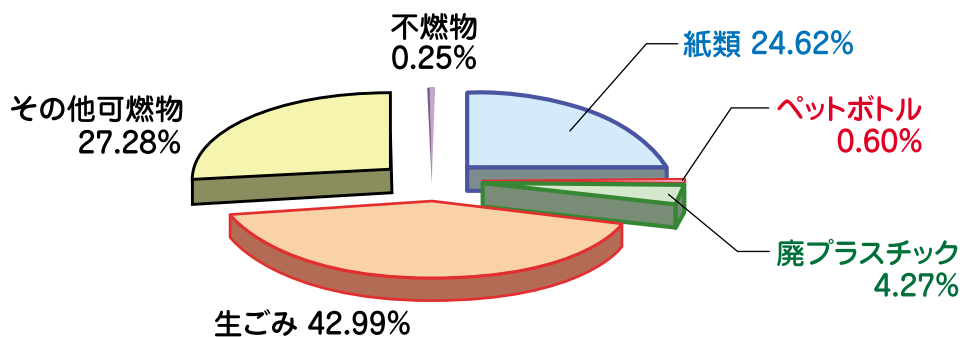
実態調査の状況

下記の表2は、実態調査で判明した事業系ごみの内訳です。紙類が24.62%、ペットボトル0.60%、廃プラスチック4.27%、合計約30%がリサイクル可能な資源物です。

さらに、廃プラスチック(ビニール包装類など)は産業廃棄物になりますので、本市清掃センターには搬入できません。事業系ごみの減量化、資源化及び適正処理に御協力下さい。

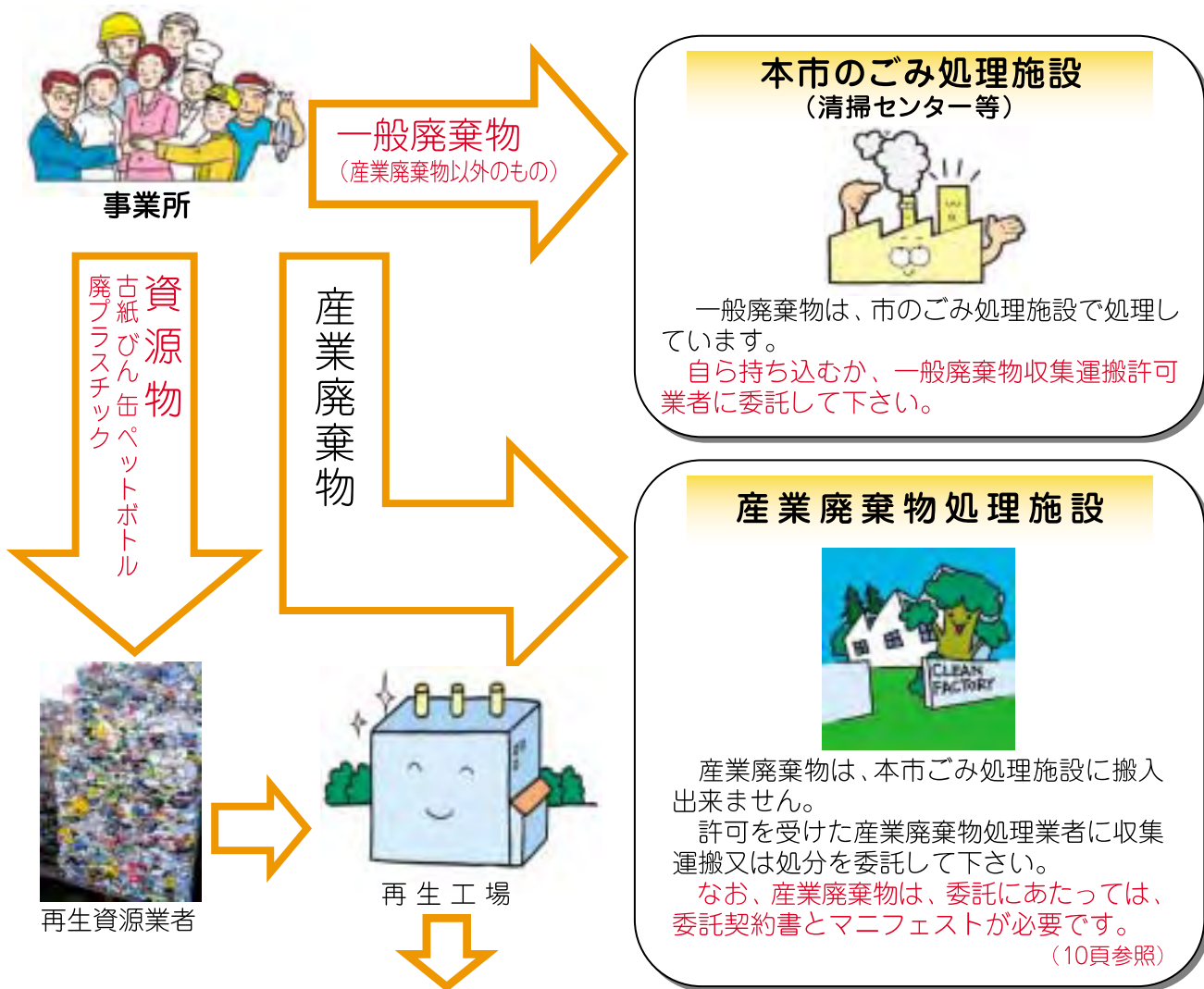
〈表2〉（平成18年度）

事業系ごみの内訳



事業系ごみの処理方法

事業系ごみは、地元の町内会等が設置しているごみ集積所に排出することはできません。
事業者が自ら運搬・処理できないときは廃棄物収集運搬・処理許可業者へ委託してください。



再生品の一部



委託先等についての相談窓口

- ◎ 一般廃棄物・産業廃棄物収集運搬許可業者
⇒ 廃棄物対策課 電話. 924-3171
- ◎ 古紙再生事業者、資源回収事業者(資源物の古紙・びん・缶)
⇒ 清掃課 電話. 924-2181

産業廃棄物の種類と具体例

【産業廃棄物】

燃え殻	焼却灰、石炭がら等
汚泥	ペントナイト汚泥、凝集沈殿汚泥、ゲリストラップ汚泥等
廃油	鉱物性油、動植物性油、廃溶剤等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類等の酸性溶液等
廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等のアルカリ性廃液等
廃プラスチック類	合成樹脂、合成ゴムくず等
紙くず	建設業に係る紙くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、パルプ・紙・紙加工製造、出版、製本等から生ずる紙くず
木くず	建設業に係る木くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、木材製造業等から生じた木くず ※平成20年4月1日から「物品賃貸業に係る木くず」及び「貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず」が産業廃棄物として指定されます。
繊維くず	建設業に係る繊維くずのうち工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたもの、繊維工業（衣服等製造業を除く）から生ずる天然繊維くず
動植物性残渣	食料品・医薬品・香料製造業等から生ずる動物又は植物性の固形状の不要物
動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄くず、金属の研磨くず等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等
鉱さい	高炉等から生じる残渣（スラグ）、不良鉱石等
がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じるコンクリートくず、れんが破片、ブロック破片、瓦くず等
動物のふん尿	畜産農業から生じる牛、馬、コトリ等から生じる動物のふん尿等 ※ブリーダーは畜産農業に該当
動物の死体	畜産農業から生じる動物の死体
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ等の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

【特別管理産業廃棄物】



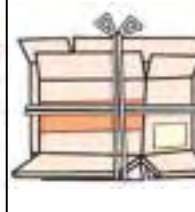
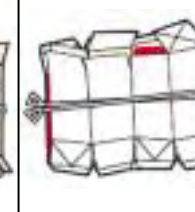


廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類
廃酸	水素イオン濃度指数が（pH）2.0以下の廃酸
廃アルカリ	水素イオン濃度指数が（pH）12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	医療機関から生じる産業廃棄物のうち感染性病原体を含むもの又はその恐れがあるもの
特定有害産業廃棄物	廃PCB等、飛散性廃石綿等、重金属や有害物質を含む産業廃棄物

事業者の皆様が古紙を排出するときは？

まずは、下記のような方法で始めてみましょう。

1. 現在の古紙の種類と量を調べてみましょう。

基本的な分別

					
新聞	雑誌 (カゴジ類)	段ボール	紙パック	紙製容器包装 上記マークが付いているもの	OA用紙

それぞれ分別し、発生量も調べておきましょう。

2. 古紙の引取先を見つけましょう。

機密文書も資源物として再生できますので、古紙再生事業者や資源回収業者に引き渡しましょう。

なお、どこに依頼したらいいかわからないときは、郡山市清掃課（電話924-2181）までお問い合わせください。

3. 古紙をさらに種類ごとに分けましょう。

〈分別の例〉



左の写真の例のように、「段ボール」「OA用紙」「色紙」「冊子・雑誌」「その他」に分けましょう

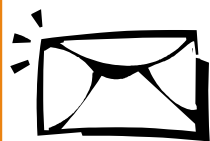


実際に依頼する引取先によく相談しましょう。
 なお、古紙に混入しては困るものもあります。(下記参照)
 これも、引取先によく確認をして下さい。

古紙に混入しては困るもの

紙

粘着物の付いた封筒、防水加工紙（紙コップなど）、裏か-ホン紙、ノカ-ホン紙、圧着はがき、感熱紙（レシートなど）、印画紙、ｲﾝｸﾞ ﾈｯﾄ 写真用紙、感光紙（青焼きｺｰ-紙）、捺染紙（ｱｲﾈﾝﾌﾟﾘﾝﾄ紙等）など



粘着物の付いた封筒



防水加工紙（紙コップ）



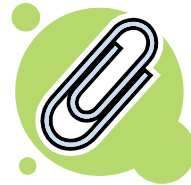
感熱紙（レシートなど）

紙以外のもの

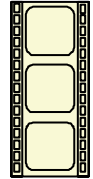
粘着テープ類、ワッパ^ン類、ファイルの金具、クリップ、フィルム、発泡スチロール、ガラス製品、布製品 など



粘着テープ類



クリップ



フィルム

聞いて下さい。
資源化のこと リサイクルのこと

事業系古紙のリサイクルに御協力を!!

段ボールなどの古紙は、事業系可燃ごみの約25%を占め、リサイクルされず、焼却されております。

資源には限りがあります。

資源は、無限に湧き出るものではありません。私たちは、「豊かな社会」といわれる中で、まだ、十分に使えるものをごみとして捨てることに麻痺^{まひ}してはいないでしょうか？

豊かさのみを追い求めては、いつかは資源がなくなります。ごみを捨てる人(⇒市民や事業者)、ものを造る人や販売する人(⇒生産者等)、みんなで努力をしない限り、「真の豊かさ」を享受することは決して出来ないのです!



古紙に関するQ & A



Q 1 市の清掃センターでは、古紙を受け入れないのですか？

A 1 市の清掃センターでは、基本的な分別(4頁)がされていれば、事業者自ら搬入すると受け入れしております。

Q 2 うちの会社は古紙が少ないのですが、回収を業者に依頼することはできますか？

A 2 古紙が一定量まとまらない場合は、近隣の複数事業所が協力して古紙を一定量まとめ、業者に回収を依頼する方法もあります。

事業系の生ごみの減量と適正処理!

生ごみを適正処理していますか?

下記の写真は、市内のとある「家庭系ごみの集積所」の写真です。カラスの食い散らかし等により見るに耐えない状況です。

事業系のごみは、一般廃棄物・産業廃棄物を問わず、「家庭系ごみの集積所」に排出できません。不適正処理は、地域住民に多大な迷惑をかける、違法行為です。



食品リサイクル法（食品廃棄物の種類、食品関係者の役割）

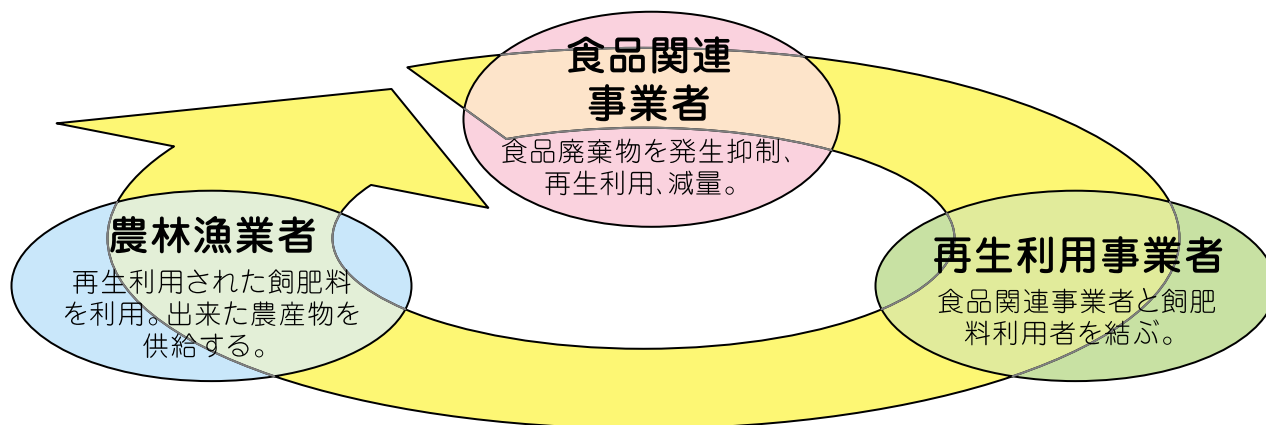
この法律は食品の売れ残りや食べ残し、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制を図り減量化に努めることにより最終処分される量を減少させ、食品廃棄物を循環資源とすることを旨とするものです。

なお、平成19年12月から施行された（改正）食品リサイクル法により、それぞれの食品関連事業者から発生する食品廃棄物量のうち、①発生抑制、②再生利用、③減量を実施する率（再生利用実施率）が、下記のとおり業種別に設定されています。

再生利用等は、すべての食品関連事業者に課せられた義務であり、平成24年度までに再生利用実施率の達成が求められています。

年間の食品廃棄物の発生量が100トン以上であり、再生利用等が著しく不十分であるときは、勧告・公表・命令等を経て、50万円以下の罰金に処せられます。

業 種	再生利用実施率	食品廃棄物例示	廃棄物種類
食品製造業 食品メーカーなど	⇒ 85%	製造くずなど	産業廃棄物
食品卸売業 各種卸・問屋など	⇒ 70%	売れ残り 廃棄処分品など	一般廃棄物
食品小売業 百貨店、スーパー、コンビニなど	⇒ 45%		
外食産業 食堂、レストランなど	⇒ 40%	調理くず 食べ残しなど	



事業系生ごみ減量の方法

① 発生を抑制する

- 残った食品廃棄物の量とその仕入量をこまめに確認し、見直ししましょう。
- 調理方法を改善したり、メニューを工夫して食材を極力使い切りましょう。

② 生ごみ処理機で処理する。

生ごみの量が少なければ、家庭用の生ごみ処理機でも十分です。
生ごみの量に応じて、それぞれの営業状態に見合ったものを選びましょう。

③ 水をよく切り、減量する。

- 生ごみの80%は水分だといわれています。水をよく切りましょう。
水分が多ければ多いほど腐敗の進行も早くなり、臭いもきつくなります。
また、堆肥化などにより再生利用する観点からも、微生物の生育に適した含水率は約60%ですから、水分をよく切り、含水率を低下させることが重要です。

こんなにあります！

生ごみの水切り効果



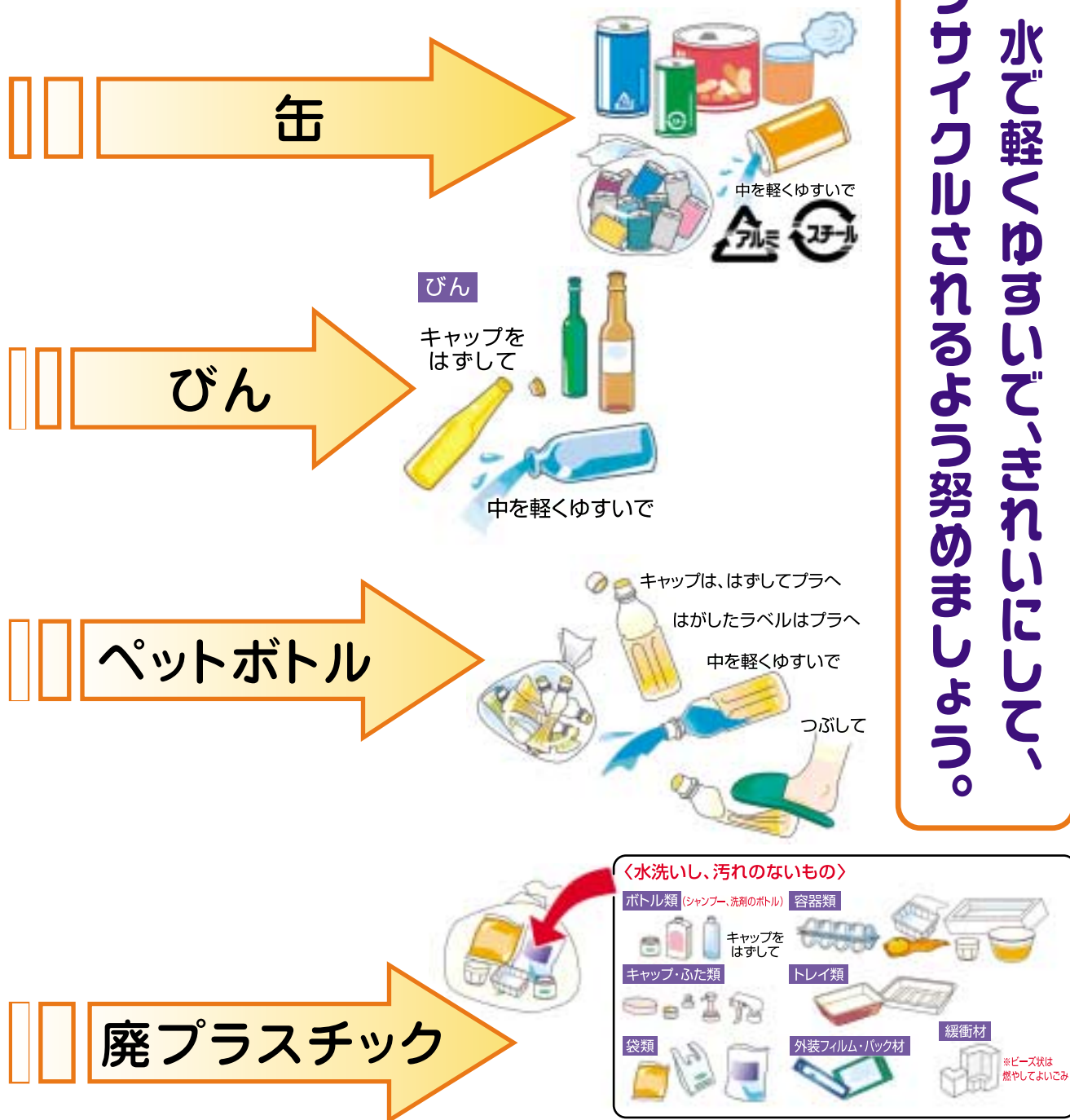
衛生的な観点だけでなく、
環境に優しく、地球温暖化を防止できる
とても大切な作業なのです。

その他のもの

事業所から排出される缶、びん、ペットボトル・廃プラスチック等は、市の清掃センターでは受け入れしておりませんので、下記を参考に収集運搬事業者に依頼してください。

なお、収集運搬事業者が不明のときは、2頁の「委託先等についての相談窓口」までお問い合わせ下さい。

分別をする上でのポイント!



不法投棄は犯罪です！

事業系の廃棄物は、ほとんどのものが、適正に処理しないと、環境破壊や健康被害など大変な問題を引き起こすことになります。



上記の写真は、最近に発見された事業所等から排出されたと思われる不法投棄物のほんの一例です。

農機具のオイル等や建築廃材の防腐剤・接着剤等の薬剤は環境を破壊し、石膏ボード類に含まれるヒ素などの劇薬やアスベストなどの発がん性物質は、健康に与える影響が甚大です。タイヤに溜まる雨水は蚊などの害虫を発生させるなど、考えられる悪影響は数え切れません。

また、不法投棄は山間部の急斜面など、回収困難な場所が多く、多くの労力・機材・資金（⇒税金又は私財）を投入しないと回収できない場合がほとんどなのです。

不法投棄は犯罪です。廃棄物の不法投棄は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金となる重大犯罪です！



監視カメラ

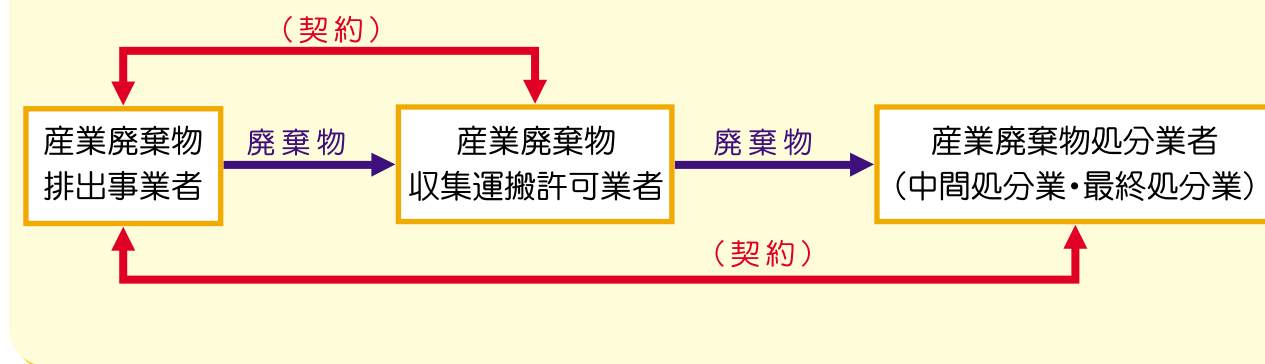
産業廃棄物の処理に関する基礎知識

資料1 委託契約書とは？

産業廃棄物を排出する事業者は、排出する産業廃棄物の品目の許可を有する収集運搬業者や処分業者とそれぞれ契約を締結しなければなりません。産業廃棄物の処分を処分業者に直接委託するときは、処分業者との委託契約のみです。

(廃棄物処理法第12条第3項及び第12条の2第3項)

委託契約の基本的な流れ



— 産業廃棄物処理委託契約の注意点 —

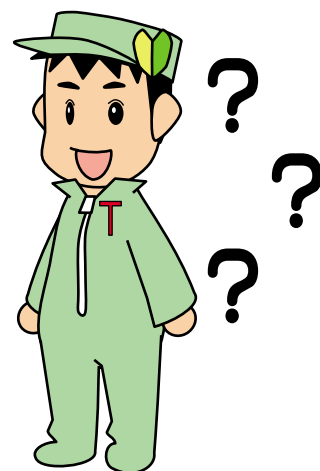
- ◎排出事業者は、委託契約書には、産業廃棄物収集運搬や処分業の許可証の写しを添付させ、排出する産業廃棄物の種類の許可を有しているかを、確認をしなければなりません。
- ◎委託契約書は、契約終了日から5年間の保存義務があります。

資料2 マニフェストとは？

マニフェストとは、事業所で排出する産業廃棄物を処分する際に、運搬や焼却などの許可を受けている処理業者に交付する伝票のことで、正式には、産業廃棄物管理票といいます。

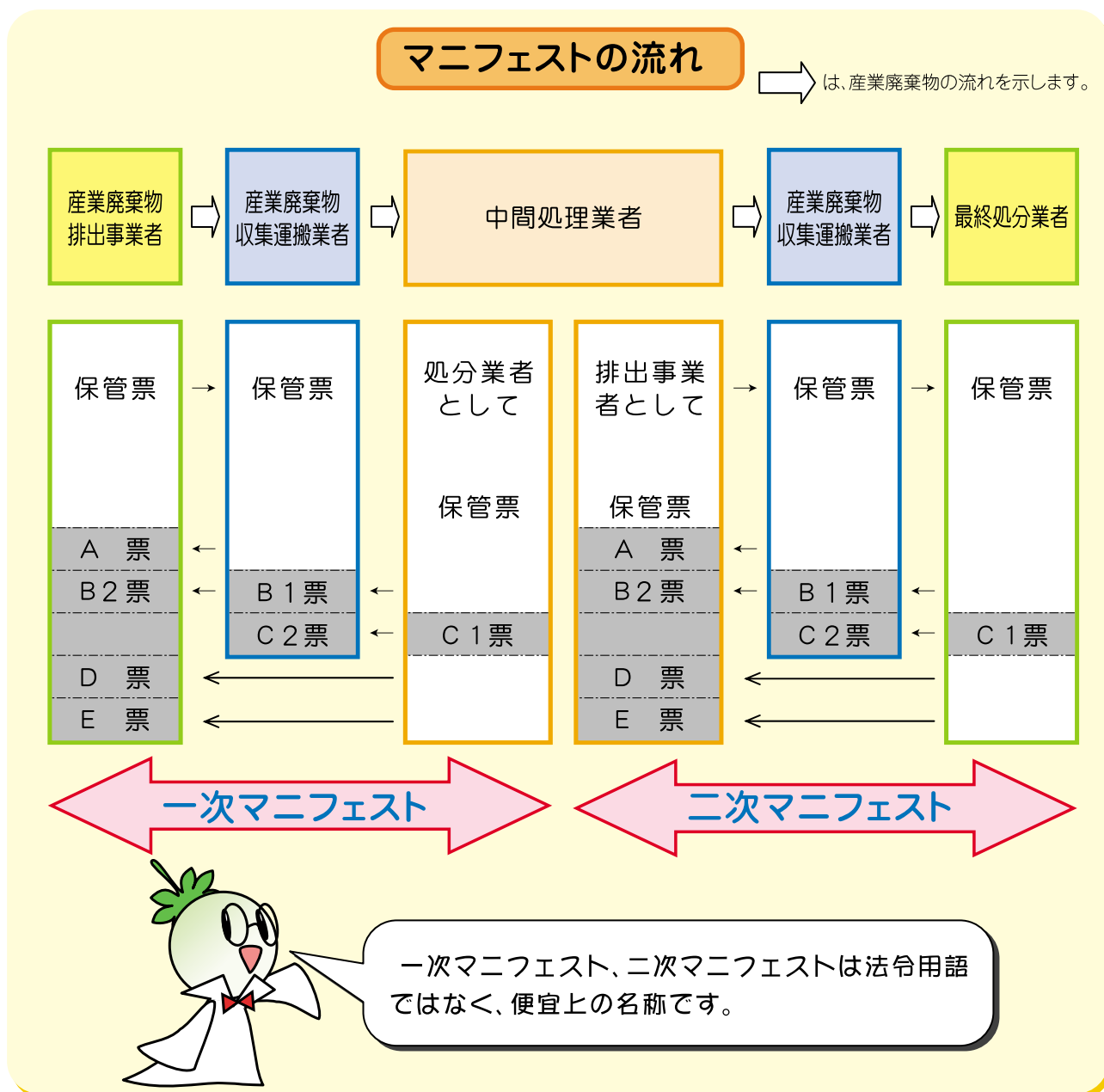
産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の処理を委託するすべての処理業者に、産業廃棄物の引き渡しと同時にマニフェストを交付しなければなりません。

なお、マニフェストは廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、車輛ごとに交付しなければなりません。



また、平成20年度から、排出事業者は、事業場ごとに前年度分の産業廃棄物管理票交付等状況報告書を作成し、事業場を所管する都道府県又は政令市に毎年6月30日までに提出しなければなりません。

(廃棄物処理法第12条の3)



(社)福島県産業廃棄物協会等で頒布しているマニフェストは、ワンセットがA票からE票の7枚で構成され、複写式で写しを交付する際に便利になっています。

排出事業者は、B2票、D票、E票が回付されるまでA票を保管し、
回付されたB2票、D票、E票は5年間保存しなければなりません。

詳しくは、郡山市廃棄物対策課 (電話924-3171)
(社)福島県産業廃棄物協会 (電話024-524-1953)
までお問い合わせ下さい。

3Rを推進しましょう。

大量生産・大量消費は、私たちの生活を豊かにする一方で、大量廃棄を生み出してきました。かつて、大量のごみは、豊かさを象徴していました。

しかし、大量のごみは、焼却によるダイオキシンの発生や不法投棄、さらには地球温暖化問題など環境問題を引き起こし、様々な対策を施しても解決する見通しはありません。このままでは、持続可能な発展は望めなくなっています。

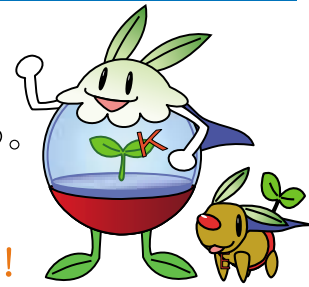
今こそ、“ごみ”に対する意識を変えなければなりません。決して難しいことではないのです。限りある資源を出来る限り循環させてこそ、持続可能な社会“循環型社会”が始まります。

3Rとは？

“3R”とは、形成すべき循環型社会の姿を明確に提示するため、循環型社会形成推進基本法の中で示されている手法を象徴化した表現です。

Reduce (リデュース：廃棄物の発生抑制) **ごみを減らそう！**

必要以上の印刷やコピーはしないようにしましょう。
紙コップなどは使わず、マイカップ運動を推進しましょう。
社内文書は一箇所で管理し、個人用はつくらないようにしましょう。
簡易包装を推進しましょう。



Reuse (リユース：再使用)

繰り返し使おう！

封筒や段ボールは何度も利用しましょう。
使用済み用紙の裏面利用を推進しましょう。
リース品などを活用しましょう。
再生品やエコ商品を進んで購入し、最後まで使い切りましょう。

Recycle (リサイクル：再資源化)

再び資源として再利用しよう！

資源物の分別を徹底しましょう。
びん・缶・ペットボトルは、軽くゆすぎましょう。
(⇒ 常にリサイクルの価値を高めることを意識しましょう。)
オフィス用紙は再生紙を利用しましょう。

その他の取り組み

表彰制度や提案制度を設けて社内の3R意識を高めましょう。
ごみの量や種類など、社内の実情を把握しましょう。
ごみの減量・リサイクルを指導・管理する責任者を決めましょう。

ごみから資源へ 廃棄から循環へ

本市では、“人と地球にやさしい持続可能なまち”を目指すため、市民や事業者が“自ら行動して地球を守るまち”を実践します。

“ごみ”から“資源”へ“廃棄”から“循環”へ、これまでの意識を変え、

“人と環境のハーモニー 魅力あるまち郡山”を実現します。

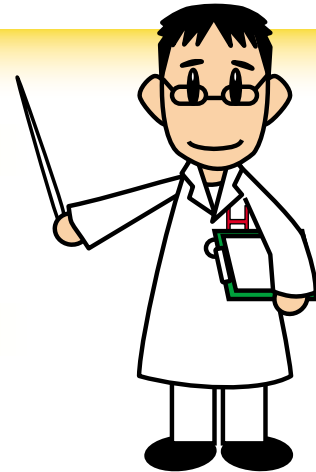
こんなRもあります。

Refuse (リフューズ：断る)

必要以上にものを買わない。過剰包装を断る。などこれを加えて、4Rとする説もあります。

Repair (リペアー：修理)

修理しながら長く使い続ける。Refuseにこれを加えて5Rとする説もあります。

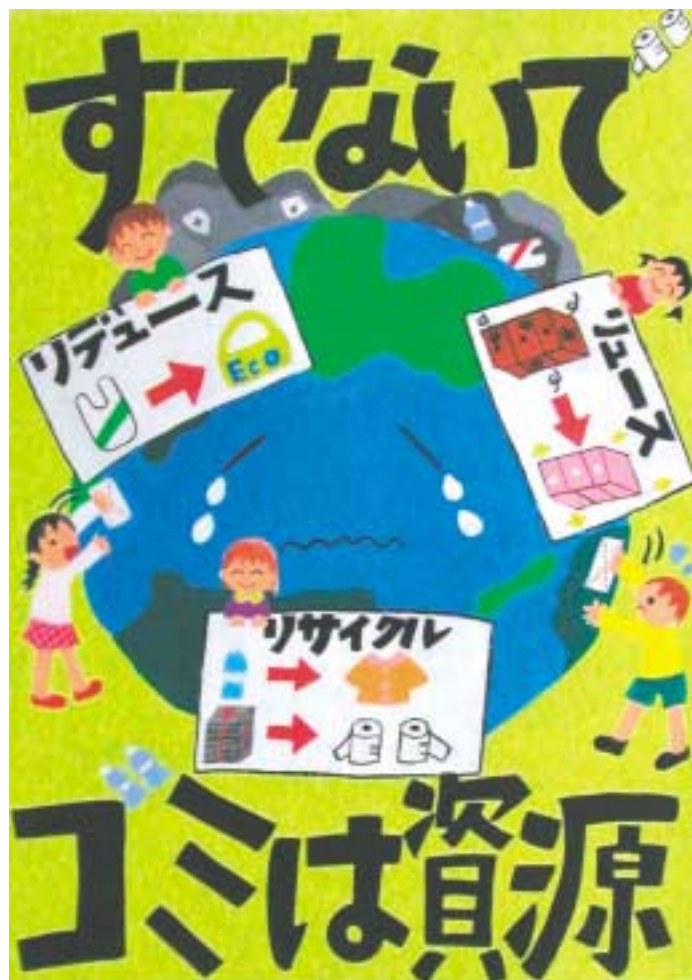


これ以外にもいろいろありますが、社会的な意識が高くなれば、“R”はもっと増え続けるのかもしれませんが。

事業者向け ごみの減量とリサイクルの手引き

平成20年1月

- ◆ 発行 郡山市
- ◆ 編集 郡山市 清掃課
〒963-8601
福島県郡山市朝日一丁目23番7号
TEL 024-924-2181
FAX 024-935-6790
E-mail seisou@city.koriyama.fukushima.jp



クリーンフェスティバル2007 ポスターの部 最優秀作品



この手引きは、環境にやさしい大豆油インキと、適切に管理された森林から切り出した木材と古紙を原料にしたFSCミックス品を使用しています。